

■「長野県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」策定懇談会（第1回）

日時：令和5年10月18日（水） 15時30分～17時

場所：長野保健福祉事務所 301号会議室

1 開会

（事務局：長野県こども・家庭課）

これより、「長野県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」第1回策定懇談会を開会します。進行は座長決定まで事務局が行います。

2 こども若者局長挨拶

（長野県 高橋こども若者局長）

本日はお忙しい中、長野県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画の策定懇談会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また日頃から県のこども若者施策、女性保護政策に関して、あらゆるご理解とご協力を賜りまして、重ねてお礼を申し上げます。

令和6年4月1日に「困難な問題を抱える女性の支援に関する法律」が施行となります。法律の制定により、都道府県には支援のための施策に関する基本計画の策定が義務づけられており、本県においても、計画策定に向けて検討を進めているところであります。

新たな法律は、戦後の売春防止法による「要保護女子の保護更生」からの転換を図り、性被害、家庭の状況、地域社会との関係性、その他の様々な事情により、日常生活、社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性の支援を行うものとなっております。

従来女性の保護事業により相談、保護の実績件数や、民間主体での実施状況等について情報整備を進めているところでありますが、本県においては女性支援に特化したNPO法人や民間シェルター等の支援団体が、他の県と比べて少ない状況がわかってまいりました。

このような状況の中で、新法の下、多様で複雑な困難な問題を抱える女性の保護支援を着実に進めていくために、女性相談業務に関する現状および課題の把握を的確に行い、支援のための施策に繋げていきたいと考えています。今回は第1回といたしまして、今年度中に3回の懇談会で議論を行う予定としております。

ご出席の皆様方には、専門のお立場から忌憚のないご意見をいただきますようお願いを申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。

（事務局）

本会議は原則非公開といたしますが、会議資料、議事録は保護施設の所在地に関する一部の情報等を除き、公開とさせていただきます。議事録は要約として、公表前に事前に皆様方にご確認をいただいた上で公表させていただきます。

3 有識者紹介・座長指名

（構成員5名及びこども・家庭課中坪課長を紹介）

次に座長選任でございます。懇談会開催要綱第3条に基づき、構成員から置くこととしております。ご意見のある方いらっしゃいましたら、お願いします。

（萱津構成員）

宮下先生にお願いできればと思います。

（事務局）

ただいま萱津先生から発言がありましたが、皆様いかがでございましょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。会議事項の進行はただいま決定いたしました、座長の宮下先生にご依頼します。

4 会議事項

(1) 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」 について

（事務局：配布資料1～5を確認し、資料1に沿って説明）

(2) 都道府県基本計画の策定について

（事務局：資料2及び資料3に沿って説明）

(3) 困難な問題を抱える女性及び支援 について

①長野県の現状及び課題

（事務局：資料4に沿って説明）

②基本方針・計画の概要（たたき台）

（事務局：資料5に沿って説明）

(4) 意見交換

（宮下座長）

最初に県の女性保護事業の現状を説明いただいた点について、何か疑問点、ご意見ある方いらっしゃいますか。

（岡本構成員）

女性相談をしていただけたところを探すときに、DV被害に遭った女性の配偶者暴力相談支援センターはすぐ出てくるんです。市町村がやってるところもわかってくるんですね。

だけど福祉事務所がなかなか出てこなくて、どうやったら相談に繋がられるのか、探すが難しかったんです。具体的にどんなことをされるのか、どうやったら繋がるのか、ちょっと説明いただきたい。

（事務局）

県内19市、全市で1人以上の女性相談員が置かれています。市では例えば教育委員会など、配置所属が分かれる状況がございます。

県は郡部を担当していますが、ホームページで相談窓口のご案内をし、福祉事務所福祉課に全員配置しております。相談としては電話、面接での相談受付、DV被害の保護に繋ぐためのルートもあり、そういったものが中心的な相談になります。

（岡本構成員）

ホームページを私が探してもちょっと難しくてわかりにくかったんですね。困難な問題を抱える方で、スマホしかないとか、ホームページに繋がりにくいとかだと、まず繋がる手段がないのかなど、ちょっと心配になった点です。

あと、どこにも相談に行くあてがない状態で探すときに、スクールカウンセラーや他の病院でカウンセリングやってる心理士さんに聞いても、保健所はすぐ出てくるんですけど、なかなかこちらの相談は出てこない。まだまだ私達の理解が足りない気もしますし、ホームページとかのあり方も工夫が必要と思うところです。

DVみたいに本当に避難しなきゃいけないところは「あいとぴあ」などしっかり周知されてるでしょう。そこまでいかない、継続相談も難しい、本人にDVの意識がないけどこのままほっとけない人が宙ぶらりんになる印象を持っています。

もう少しわかりやすい周知、連携のあり方かもしれません。

（出澤構成員）

女性相談センターの相談内容を「りんどうハートながの」でも見たことがあるんですけど、今までそういう相談はオープンになりにくい内容だったこと、周知もうまくできてなかったこともあるし、相談できるかできないか、ギリギリのところまで迷っていた実態があったせいかなと思ったんですが、もっと早い段階で相談先をオープンにPRすることが必要。実際にDVや性暴力を受けても、こんなこと誰にも相談できないって思う気持ちが強いと思うんですね。

（萱津構成員）

東京や都会での支援はメール、LINEが端緒になって、最初の関係づくりではSNSが主になっています。QRコードを読み込めば繋がる広報の仕方をしないと若い人に届くことは難しい。

DVや性被害の他に、相談を受けた中でどうしようもなく、というところが特定妊婦の人です。妊娠して、どうしていいかわからず7ヶ月8ヶ月経ってしまう、妊婦検診も受けておらず中絶もできなくて、という人たちの居場所がない。「にんしんSOSながの」があるん

ですが、相談支援から産後ケア、自立まで支援する仕組みが長野県にはないと思います。

子育てできない場合は、例えば乳児院に預ける方法もありますが、育て方の支援をしていくことによって自立できたりするケースもあります。最近では全国で女性向けシェルターが増えていますし、子どもと母親の命を守ることを考えると、特定妊婦を病院に連れて行って、出産後の届出、支援をする流れが、産前産後母子支援事業でどこまでできているのか。大阪では専用個室があって助産師さん、保健師さんが産後もサポートしている例があります。

結局はちょっと医療機関に繋いだけで、その後は何もできてなくてごめんねっていう事例だったんですね。

（児童相談・養育支援室）

「にんしん SOS ながの」に関して、電話、電子メール、LINE を使った相談受付が中心です。伴走的に、継続的に常に寄り添い、出産後も含めた生活の継続的な支援は実際そこまで繋がらなくて、妊娠不安のところのやり取りで終わるものもあり、個別ケースによって電話でのフォローや、緊急的に関係者に繋ぐ対応はしていくんですが、自立までの支援は難しいところがあります。

（長野県女性相談センター）

妊娠から出産、子育ての母子全体を支援する体制については、昨年度も今年度も当所で生活困窮母子、妊婦を保護しており、実際は多くはないんですけども、そちらの方の継続で3ヶ月等の支援をしております。福祉事務所の女性相談員から繋がって、例えば障害をお持ちのお母さんだったりすることもありますので、子育てが可能かどうかの見極め、心理判定等をやりながら、本人も育てたいし可能であれば、サポート体制を整えて母子生活支援施設に入所していく事例もございます。個別の中ではこういった支援もされている状況です。

（川瀬構成員）

「虐待の連鎖」ということがあります。親としては未熟な状態で、妊娠し育てられない、あるいは育てにくさを抱える子どもたちも増えてきます。電話相談件数や年齢を見ますと、ほぼ60歳以下の方が8割9割の中で、スマホを持ってすぐ連絡できる場所がまず大事だと思います。

同時に今後の支援としても、社会的養護の現場に関わる家庭もそうですが、問題が多様化、複合化、複雑化しているということで、今の法律だけで対応するよりはいろんなものを重ね合わせてやっていかないと難しいんですね。

それが今の段階でどのぐらいまでいけるか、今後どうできるかっていう形になると思います。こども基本法においても母子保健と児童福祉とが一緒になって対応することもあり、支援と予防とこれからのケアをどうするかっていうことは知恵を絞って考えていかなきゃいけないと思っています。

それがいずれは繋がっていく、伴走型で、それが早くできるかどうか資源がどうなのかってことはあると思いますけど、連鎖をなくしながらそれぞれが自立に向かっていくにはどうしたらいいか、考えていきたいと思います。

（宮下座長）

現状、女性相談員は同じくらいの規模の県と比べて人数は足りているという話ですけど、長野県は広域ですので、配置の問題も考えなければいけないのが一つと、これはやはり本来専門職が担うべきもので、相談員の質の確保が重要になってくると思っています。

専門的な知識、ノウハウを持った方に十分な仕事をして頂くのであれば、労働に対する対価を支払うのは当然で、会計年度職員の給与で果たして十分なのかというのは検討していただければ。もちろん予算が伴うことですので簡単ではないことは十分承知しているんですが、この点も含め、相談員の質の確保を考えていただく必要があると思いました。

それから、保護の点は説明にもありましたが、やはり外に出られないという問題があり、私のところに離婚相談に来る方にも紹介して保護施設に入りませんかと言っても、仕事に行かれない、あるいは子どもを保育所に預けられない、お友達に会わせてあげられない、携帯でないもので連絡くださいとか、保護はされるけれども生活ができない状況になってしまうので、入るのを躊躇される方もかなりいらっしゃいます。

民間施設とこれから連携をしていくとのことのお話があった、これは非常にいいことだと思います。ただ、残念ながら施設がないので、場合によって県外の施設等と連携ができるのであれば、探っていく必要があると思いました。

（萱津構成員）

ある市のケースワーカーや相談支援をする部署の人の研修を頼まれて、ここ3年やっています。女性相談員さんも見えて60歳以上の方かなって思うグループでワークをやったりすると、「指導してあげないといけない」という意見が出るんですね。

「指導」とか「教諭」じゃなくて、まず傾聴して現状を受容しましょう、ということを一生涯伝えるんですが、「この子たちに問題がある」というような対応をしているのかなと思うことがあります。ご自身は真面目で、ともしっかり生活していらっしゃった、だから余計にそうかもしれないんですが、ちょっと不安を感じたことがありました。

現状をそのまま受け入れる、ということがあって初めて人権尊重に繋がると思います。女性相談センターだけではなく19市の女性相談員に対しても、研修していただきたいと思いました。

（宮下座長）

女性相談員の方っていうのは、どういうところで公募をかけて、どういう方が来ているのが現状なんでしょう。

（事務局）

採用について、県の場合は各福祉事務所がそれぞれ求人を出し、公募をかける形になります。そこに手を挙げていただいて決定しますが、経歴が様々で、カウンセラーのような専門的な資格をお持ちの方もいらっしゃるれば、学校の教員免許、保育士資格、看護師等、関連する分野の方もいるし、そうでない方もいます。

ある方は任期が切れると市の相談員に就いて、市の方が今度は県に来るとか、同じ庁舎の中で他課の会計年度任用職員をやってからこちらに来る例もあるとお聞きしています。

（宮下座長）

前に「りんどうハート」に関わったとき、相談員は普通に職安に求人かけますよということで唾然としたところ、やっぱり本来は専門職がやるべき仕事だと思うので、大変だと思うんですけども、方向性を含めて検討していく必要があると思いました。

資料4の24ページ、「長野県における困難な問題を抱える女性の支援を巡る課題」の認識について、ご意見ありませんか。

（出澤構成員）

この多様な方々、学歴も多様、家族背景も、そこで事象が生じてからまた対応するっていうのは本当に難しいことではないかと思いますが、川瀬委員がおっしゃったように、他のものと重複していろんなところでサービスを、例えば福祉事務所に相談に行って女性相談センターと繋がってくる。それは単純にお金がなく生活保護の受給に関する相談がきっかけになってくるケースや、いろんな取っ掛かりがあって、私達が支援しているそれぞれのサービスに乗ってくることもあるので、いろんなところでお互い拾いあって、専門性を振り分けていく形がうまく取ればいいのかなど。

（萱津構成員）

広報はやっぱり SNS、せめてメール、LINE、QR コードで繋がって読み込めば、そこが開く、このしくみの整備が必要ではないでしょうか。電話をかけるっていうのはとても勇気が要って、まして面接なんてということを考えると、30代までの若い人たちにはそういう方法も考えなければいけないと思います。

東京の団体に SNS で引っかかる方もいると思うと、長野県単独で全部カバーするっていうのがなかなか難しいと思います。

（川瀬構成員）

市町村など、一次的な窓口は増えてるんじゃないかと思います。本当はもっと地域の身近な場所で支援できると思うんですね。入口の段階で拾えた事案を、児童相談所、福祉事務所

や「あいとぴあ」でも繋いでいくシステムがあって、そこから担当する機関、支援の内容といういわゆるマネジメントができる場所があると現場も動きやすいし支援者にとってもいい。なおかつ、相談者が話しやすい人ですね。その人じゃないと駄目っていうこともワガママでは全くなくて、その人の支援に必要であれば、キーパーソンとなって動きやすい所を作れるようなものができるといいんだろうなって。

頭で考えたらできるんですが、それをどのようにやっていくかっていうのは行政と民間も合わせる中で、個人情報の保護とか、支援者の身の安全、安心な生活ってこともあるし、子どもが関わっていた場合には教育権とか色々複合的なものが出てくると思うので、一次的には広がっている窓口から吸い上げて、それをどのようにマネジメントしていくかっていうセクションがあるといいんじゃないかなって。

（宮下座長）

相談の9割以上が電話とのことで、ある程度の年齢の人は電話をかけると思うんですが、今若い子たちってかけないんです。それからLINEを使わないSNSで、先ほど非常に素晴らしいご意見と思ったのはQRコードを読み込んでというものですが、年齢が非常に幅広いですね。DV被害っていうと10代後半から20代ぐらいですが、性被害も10代とかそれ以下から50代60代までであると思うので、幅広い年齢層の人、電話を躊躇する人を対象にするので、チャンネルを増やすことが必要と思いました。

それから保護施設、児相とか教育機関とか、あるいは民間施設と連携する。これは非常にいいことだと思いますんで、今後、続けていただきたいと思います。

それから全体に繋がるところですけれども、相談をためらったり、あえて相談しない人がいるという繋がりにくいところは、広報活動を充実させることによって、クリアしていく必要があると思います。

支援を巡る課題ということについてはよろしいですね。

今後基本計画を策定していくにあたって、来年4月1日からということで、もう時間がない。新しいものを作り上げていくことはなかなか難しいと思うんですが、現状あるものをどう使っていけばいいのかとか、色々なことを考えなければいけないと思うんですが、今後必要なこと、取組が可能と考えられる対応策、こんなことやっていったらいいんじゃないか、やっていかないといけない、今まで既に出していただいたご意見を含めて、再度伺いたいんですが。

（萱津構成員）

生活困窮者支援事業の「まいさぼ」から繋がってくる件数もあるような気がします。それぞれの地区の「まいさぼ」の相談員が聞いていくと、生活困窮だけではなくいろんな問題が出てくる場合もあるのです。女性の生活困窮者の場合は、女性相談センターなど関係機関として繋げる、というのを明確にさせていただいた方がいいのかなと思います。

（川瀬構成員）

課題に「県内の女性支援に特化した民間が少ない」ことが書かれていますが、資料2の「民間団体との協働による支援」、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、まさしくここで出た話だと思うんですね。「官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援」というものを長野県にある社会資源の中でどうネットワークしてくるのか、もしくは新しいものを作っていくというのがとても大事だと思います。

官民連携の中で市町村も含めて、一緒にこの問題を考えていけることが大事ですね。施設で大人としてまだ未熟な女の子をDVで保護して、戻る先は市町村であって、そこからよりいわゆる伴走型の支援ができてくるかどうかで結果的に何もわかんない状態になってるんですね。予防とその後のことを考えたときに、結局生活の場所は市町村になるので、市町村に入ってもらいながらやったりすることが、あるものを使うことも含めて大事だと思います。

（宮下座長）

川瀬先生がおっしゃったことは非常に重要だと思います。官民連携といっても、官が民間に投げると、投げっぱなしということもある。民間の施設はいろいろ頑張ってるのに、もかかわらず、資力的にかなり厳しいものがあると思います。

今ある機関とか施設をどうやって使っていくかが非常に重要だと思います。基本計画でハブ的なものを作って、ワンストップで全て対応できるような形ができればいいのかなというのの一つ。

長野で売春している、性被害に遭っている若い女の子たちがどれぐらいいるんだろうかって考えたとき、長野市内などでそういう状況ってあんまり見ないんですよ。ただYouTubeなんか見ると、新宿あたりで若い女の子が立っている、あの中に果たして長野の子はいないかという、例えば新幹線で新宿まで2時間かからないですよ。そこで被害に遭って帰ってきて、普段は長野で生活しているとなると、そういう子たちに対する援助の手を差し上げてあげなければいけないけれど、その子たちが新宿で警察に保護されて、それが長野県の方にちゃんと連絡が来るのかどうか。そういう子たちも対象になるものができればいいと思いました。

（出澤構成員）

的を射てるかわからないんですが、どういう機関が参画して情報提供し合うのか、あるいは良いシステムを作っていくのかも考えていただけるといいと思います。

性教育がずっとやられなくなってしまったことに痛い面があるんじゃないかと思っていて、人を大事にするとか、夫婦でどうあるべきかとか、もちろん教育の現場でやられてると思うんですけど、そういう啓発も少しはあってもいいと思うところです。

（宮下座長）

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」は対象がかなり広がってまして、性被害に遭った人とDV被害に遭った人では対応も全然違いますし、ケアの仕方も異なってきますし、年齢層もかなり広い、いろいろなことができるようにしなければいけないので、非常に大変だと思うんですね。

時間が限られた中で新しいものを作ればそれはもちろんいいんですけども、来年の3月31日までにしっかりしたものができるところは現実的ではないので、やっぱり今ある機関とか施設とかをどういうふうにするかということのみならず、それを変えられる部分は変えていった上で連携していくことも、必要なかなと思います。

（川瀬構成員）

やはり性教育は大切だと思います。施設の子どもたちを見ていけば自分自身が大切にされた記憶がない、あるいは虐待に近い環境下の子どもたちが社会の中でやっていくというのが難しいので、コミュニケーションだとか対人関係上のスキル、ソーシャルスキルになると思うんですけども、コロナでここ3年間なかったこともあると思うんですけども、地域や教育機関等あるいは家庭の中で一番学べることは大切だと思うので、そこは実はその予防の第一歩かもしれないとお話聞いて思いました。

（萱津構成員）

デートDVにあったり、妊娠したけど彼氏が逃げていってしまって全く親にも相談できなくてという学生、これは女性の教員とか精神保健福祉士のキャンパスソーシャルワーカーが今まではいて相談に乗りながらやっていました。中には本当に出産結婚して休学して、復学して資格を取ったといういい事例もあるんですが、ほとんどは退学して終わるような感じになっている場合があります。大学の中でもきちんと指導ができない。福祉学部なんだけど、性教育だけじゃなくて、命を大切にすることってどういうことかというのが伝えきれないと感じます。

小学校から高校の段階で、いじめも含めて、命を大切にすることってどういうことか、それが自分を大切にすることに繋がるんだよってという教育をやっていく必要はあると思います。

（宮下座長）

新しい基本計画を策定していくにあたって、方向性、あるいはどんなことをメインにしてというような総論的な部分でご意見があれば伺いたいです。

（川瀬構成員）

本当に前提が広いものを対象にしていかなければいけないので、どこを絞ってっていう

ことは難しいですが、売春防止法から「困難な問題を抱えた女性の支援」に変わったのは、女性の社会進出とか新たな支援の強化ということだと思うので、そこに立脚して今の課題をどう解決できるかという視点で物事を考えていく。それと、特定の人だけではなくすべての女性に関わる法律だという理解のもと、社会の中で小さくなって生活しなければならないとかではなく、それでも一歩でも社会にチャレンジしていったり、参加、参画しながら生きていけるようなことを地域全体で応援していく法律なんですよ、というものが理解されるようになるといいなって。総論の形になるかちょっとわかりませんがイメージはそう思います。

（萱津構成員）

教育や医療関係も含めて、今あるところを繋げていかないとここにたどり着かないのになっていうのは思いました。この法律はそうですね、誰でも困難な状況になりうるってことの広報が必要かな。60歳過ぎでも年金をもらう立場じゃなくても経済的に困難になっていく人は沢山いますよね。そこをどうやって自分事のように捉えられるか、というのが最終的な着地点かなと思います。

（出澤構成員）

いろんな施設やサービスがあるんですけど、例えばスマートフォンを預かってしまうことも、それぞれの今の状況は、背景があつてのことなので、いろんな機関が持っている課題を交通整理して、これならこういうふうに見えるんじゃないかっていうことを少し別の角度から洗い出してもいいのかななんて思いました。

（宮下座長）

短い中で、かなり対象が広いものに対策する計画を作っていかない。非常に大変だと思います。懇談会も3回しかない中で、我々も協力していきたいと思います。

（事務局）

時間が参りましたので、本日はこれで終わります。長時間にわたりご意見いただきまして本当にありがとうございました。以上をもちまして、第1回策定懇談会を閉会いたします。